

特定サービス産業実態調査の経済構造実態調査（仮称）への
整理・統合について

平成30年3月15日
経済産業省調査統計G
構造統計室

I. 基本的な考え方

現行の特定サービス産業実態調査において把握している業種及び調査事項は、調査結果の時系列利用を確保するため、基本的に現行調査と同様の抽出方法で選定した約5万事業所・企業に対し、「事業特性調査」において同等の調査事項を把握。
(再掲：2018.2.1研究会資料より)

II. 主なポイント

1. **業種の細分化**（現行28業種から35業種へ） **資料1-2 別紙1参照**
業種の実態をよりの確に把握するため、標本設計及び集計単位について現行の**産業小分類ベース**を基本に一部細分化。細分化業種は以下のとおり。
 - ① 796 冠婚葬祭業
→7961 葬儀業、7962 結婚式場業、7963 冠婚葬祭互助会
 - ② 804 スポーツ施設提供業
→ 8043 ゴルフ場、8044 ゴルフ練習場、8048 フィットネスクラブ
8045 ボウリング場、804 スポーツ施設提供業（上記以外）
 - ③ 824 教養・技能教授業
→8245 外国語会話教授業、824 教養・技能教授業（外国語を除く）
2. **特サビ特有の調査事項（特性事項）は継続して把握** **資料1-2 別紙2参照**
統計の継続性かつユーザーニーズを踏まえ、**特サビ全業種で設定している各業種特有の調査事項（特性事項）は、原則、維持。**
「特性事項」の一例は以下のとおり。
 - ① 「年間売上高（主業）の業務種類別内訳（全業種）」
 - ② 「制作本数、ソフト生産数量」（映像情報制作業、音声情報制作業）
 - ③ 「取扱件数」（冠婚葬祭業）
 - ④ 「施設面積」「レーン数」（スポーツ施設提供業）
 - ⑤ 「入場料及び年間入場者数」（遊園地テーマパーク）
 - ⑥ 「受講生数」「会員数」（学習塾） など
3. **「営業費用」は「企業調査（甲調査）」に集約して把握**

産業横断的に付加価値を把握するため、特サビ全業種で設定している「営業費用」は「企業調査（甲調査）」の中で把握。

4. 利活用の予定がない調査事項は、原則、廃止

①「年間売上高の契約先産業別割合」

延長産業連関表の推計では利用されていない。また、32年表からはサービス部門はSUT体系となるため、一部業種¹を除いて廃止。

②「営業用固定資産取得額」：全業種

経済産業省企業活動基本調査において同様に把握されているため、一部業種²を除いて廃止。

5. 報告者負担及び統計作成コストの低減

①「年間売上高のその他売上高とその内訳（割合）」：全業種

「企業調査」において企業ベースではあるが、企業の事業活動上位6個の売上高とその他売上高が一定把握されるため、一部業種³を除いて廃止。

②「主業の部門別従業者数内訳」：全業種

兼務している場合、記入が非常に困難なため、内訳は一部業種⁴を除いて廃止とし、主業計のみ継続して把握。

6. 特性事項の集計は全国表に集約

①全国表は、「事業特性調査」から得られる全調査事項を集計。

②都道府県別表は、「企業調査（甲調査）」から得られたデータを活用して作成される産業横断集計（売上高等）を利用。→集計事項を限定

ただし、一部業界団体から要望が出ている集計表⁵について、参考表として現行と同レベルの集計表を作成。

【参考資料】

① 調査票案 : 資料1-2 別紙3 参照

② 調査票案新旧対照表 : 資料1-2 別紙4 参照

③ 集計事項一覧 : 資料1-2 別紙5 参照

以上

¹ 「ソフトウェア業」について、内閣府において「固定資本マトリックスの推計」の基礎資料として利用されているため、継続して把握。

² 「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「インターネット附随サービス業」「映像情報制作・配給業」「音声情報制作業」「新聞業」「出版業」「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」は、内閣府において固定資本マトリックスの推計の基礎資料として利用されているため継続して把握。

³ 「公園、遊園地・テーマパーク」は、他業種に比べ主業比率（約50%程度）が極端に低いことから継続して把握。

⁴ 「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「インターネット附随サービス業」は、「システムエンジニア」「プログラマ」の従業員数を把握。

⁵ 「物品賃貸業」について、「都道府県別物件別リース契約高」を参考表として集計。